

第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画について

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

本県では、県本土全域と奄美群島を中心にイノシシによる被害が発生していたため、平成19年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成27年度に第二種特定鳥獣管理計画に変更）し、現在に至るまで、農地を中心とした被害防除対策や捕獲が実施されてきたところである。しかしながら、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。近年は、里山集落の過疎化等から都市部への分布域拡大が懸念され、県民生活との直接的な軋轢等も生じ、イノシシ被害の軽減化のための新たな対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

このような現状から、イノシシ個体群について、管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物の被害軽減、人的被害の未然防止と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、人とイノシシの適切な関係を構築することを目的とする。

2 計画の概要

（1）管理すべき鳥獣の種類 イノシシ

（2）計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日の5年間
（第13次鳥獣保護管理事業計画期間内）

（3）第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（33市町村）

（但し、三島村、十島村、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く）

（4）第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・農林作物被害額を1億円以下に抑えることを管理目標とする。
- ・捕獲頭数に関する目標の考え方としては、令和5年度までは、国の半減目標（平成25年度の個体数を令和5年度までの10力年で半減）に準じたシミュレーションを参考に、計画的な捕獲を推進する。令和6年度以降は、令和5年度の目標個体数（概ね34,000頭）を令和15年度までに半減することを念頭に計画的な捕獲を推進する（各種モニタリングの結果や国の目標設定の動向等も考慮して、適宜見直し）。

（5）第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

ア）狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ）禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ）禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能」を備えていないくくりわなの使用禁止

イノシシ管理計画（R4～R8）【第4期計画】の取組状況

■計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

特定計画項目	計画期間内の取組（R4～R8）																																																																																														
1 管理が行われるべき地域	県内全域 （但し、三島村ほか9市町村を除く） 																																																																																														
2 管理の目標	農林産物被害額を1億円以下に抑えることを管理目標とする。 【イノシシによる被害額の推移】 （単位：千円） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="4">第3期計画</th><th colspan="4">第4期計画</th></tr><tr><th>H29</th><th>H30</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td rowspan="7">農業</td><td>水陸稲</td><td>90,112</td><td>84,808</td><td>95,312</td><td>102,325</td><td>99,411</td><td>85,741</td><td>99,692</td><td rowspan="7">集計中</td></tr><tr><td>いも類</td><td>32,496</td><td>31,411</td><td>25,973</td><td>18,572</td><td>19,559</td><td>27,873</td><td>30,975</td></tr><tr><td>果樹</td><td>18,097</td><td>19,913</td><td>23,464</td><td>18,834</td><td>20,559</td><td>23,282</td><td>23,238</td></tr><tr><td>飼料作物</td><td>15,089</td><td>18,103</td><td>9,375</td><td>8,134</td><td>7,394</td><td>8,777</td><td>7,352</td></tr><tr><td>工芸作物</td><td>12,559</td><td>12,213</td><td>28,604</td><td>11,718</td><td>4,598</td><td>11,160</td><td>9,773</td></tr><tr><td>その他野菜</td><td>9,966</td><td>10,651</td><td>12,238</td><td>11,336</td><td>10,082</td><td>17,536</td><td>11,801</td></tr><tr><td>小計</td><td>178,319</td><td>177,099</td><td>194,966</td><td>170,919</td><td>161,603</td><td>174,369</td><td>182,831</td></tr><tr><td>林業</td><td>タケノコ、造林木</td><td>6,975</td><td>4,973</td><td>5,097</td><td>1,401</td><td>2,040</td><td>5,560</td><td>12,313</td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>185,294</td><td>182,072</td><td>200,063</td><td>172,320</td><td>163,643</td><td>179,929</td><td>195,144</td></tr></table>	区分		第3期計画				第4期計画				H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R7	農業	水陸稲	90,112	84,808	95,312	102,325	99,411	85,741	99,692	集計中	いも類	32,496	31,411	25,973	18,572	19,559	27,873	30,975	果樹	18,097	19,913	23,464	18,834	20,559	23,282	23,238	飼料作物	15,089	18,103	9,375	8,134	7,394	8,777	7,352	工芸作物	12,559	12,213	28,604	11,718	4,598	11,160	9,773	その他野菜	9,966	10,651	12,238	11,336	10,082	17,536	11,801	小計	178,319	177,099	194,966	170,919	161,603	174,369	182,831	林業	タケノコ、造林木	6,975	4,973	5,097	1,401	2,040	5,560	12,313	合計		185,294	182,072	200,063	172,320	163,643	179,929	195,144
区分				第3期計画				第4期計画																																																																																							
		H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																						
農業	水陸稲	90,112	84,808	95,312	102,325	99,411	85,741	99,692	集計中																																																																																						
	いも類	32,496	31,411	25,973	18,572	19,559	27,873	30,975																																																																																							
	果樹	18,097	19,913	23,464	18,834	20,559	23,282	23,238																																																																																							
	飼料作物	15,089	18,103	9,375	8,134	7,394	8,777	7,352																																																																																							
	工芸作物	12,559	12,213	28,604	11,718	4,598	11,160	9,773																																																																																							
	その他野菜	9,966	10,651	12,238	11,336	10,082	17,536	11,801																																																																																							
	小計	178,319	177,099	194,966	170,919	161,603	174,369	182,831																																																																																							
林業	タケノコ、造林木	6,975	4,973	5,097	1,401	2,040	5,560	12,313																																																																																							
合計		185,294	182,072	200,063	172,320	163,643	179,929	195,144																																																																																							
3 捕獲に関する事項																																																																																															
(1) 捕獲計画																																																																																															
① 狩猟による捕獲の推進	・ 狩猟期間を延長（H27～） 「11月15日～2月15日」を「11月1日～3月15日」に延長 ・ 禁止猟法の解除 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる規制を解除 締め付け防止 機能を装備したくくりわなが使用可																																																																																														

② 市町村による個体数調整の実施

・ 有害鳥獣捕獲の推進
【イノシシ捕獲数の推移（知名町を含む）】

（単位：頭）

地域	区分	第 3 期計画					第 4 期計画			
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本土	狩猟	7,108	6,020	6,648	6,863	6,092	6,190	5,718	7,862	4,740
	有害	10,682	12,191	14,495	19,514	17,929	21,995	25,341	32,403	22,164
	指定	114	80	86	68	36	42	52	16	7
	計	17,904	18,291	21,229	26,445	24,057	28,227	31,111	40,281	26,911
奄美	狩猟	409	548	1,301	639	404	459	905	754	489
	有害	676	576	2,108	2,231	1,839	2,431	2,230	2,624	2,534
	指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,085	1,124	3,409	2,870	2,243	2,890	3,135	3,378	3,023
合計	狩猟	7,517	6,568	7,949	7,502	6,496	6,649	6,623	8,616	5,229
	有害	11,358	12,767	16,603	21,745	19,768	24,426	27,571	35,027	24,698
	指定	114	80	86	68	36	42	52	16	7
	計	18,989	19,415	24,638	29,315	26,300	31,117	34,246	43,659	29,934

※R7 捕獲実績は速報値のため変更となる場合がある

※R7 狩猟の捕獲場所不明 3 頭を除く

(2) 捕獲頭数管理

- ・ 狩猟及び個体数調整の捕獲の実態を把握するため、鳥獣捕獲数等調査を実施（調査項目：出猟月日、区域、性別、捕獲数、出合数等）
- ・ 生息頭数の増減の指標である農林業被害状況を把握

4 指定管理鳥獣捕獲等事業等の実施

- ・ 平成 26 年の鳥獣法改正で導入された指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲を実施（H28～）

年度	捕獲頭数	備考
H29	114	第 3 期計画
H30	80	
R1	86	
R2	68	
R3	36	
小計	384	
R4	42	第 4 期計画
R5	52	
R6	27	
R7	7	
小計	128	
合計	512	

特定鳥獣(イノシシ)の推定個体数について

1. 対象地域

調査は、これまでにイノシシの生息が確認されている 33 市町村を対象として行った。
(表-1)

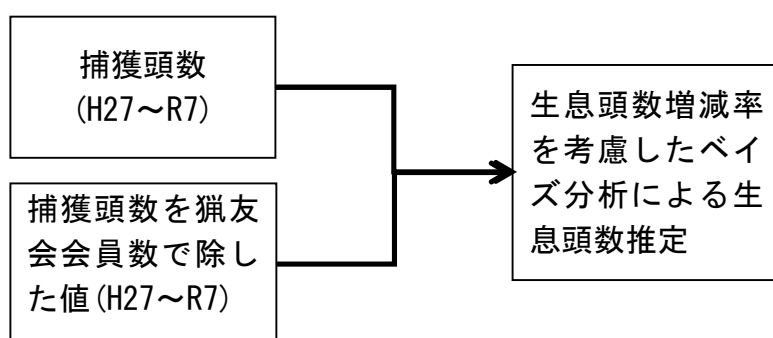
表-1 対象地域一覧

振興局名	市町村名	(数)
鹿児島局	鹿児島市、いちき串木野市、日置市	3
南薩局	指宿市、南さつま市、南九州市、枕崎市	4
北薩局	薩摩川内市、出水市、さつま町、阿久根市、長島町	5
姶良伊佐局	姶良市、伊佐市、霧島市、湧水町	4
大隅局	鹿屋市、志布志市、垂水市、曾於市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町	9
熊毛支庁	※生息なし	—
大島支庁	奄美市、龍郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町、天城町、徳之島町、伊仙町	8
計	33 市町村	

2. 実施内容

【ベイズ法における個体数算出について】

統計モデルのパラメーターとして、「平成 27～令和 7 年度までの各年度の捕獲頭数」と「平成 27～令和 7 年度までの各年度の捕獲頭数を各年度の狩猟者登録数で除した値(密度指標)」を用いた。統計計算用スクリプト型言語及びその環境である R (統計解析向けのプログラミング言語; Ver4.0.5) を用いて、状態空間モデルによるベイズ分析により、生息頭数の推定を行った(図 2-5)。



3. 実施結果

3-1 推定個体数

県全体の推定個体数は中央値による推定個体数は 80,000 頭、95%上限値で 111,000 頭であった。

本土の推定個体数は中央値による推定個体数は 73,000 頭、95%上限値で 96,000 頭であった。

また、奄美大島、徳之島の推定個体数は中央値による推定個体数は 7,000 頭、95%上限値 15,000 頭であった。(表-2)

表－２ 推定個体数（中央値～95％上限値）

（単位：頭）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和１年度	令和２年度
イノシシ	63,000 ～ 102,000	50,000 ～ 73,000	51,000 ～ 73,000	50,000 ～ 71,000	55,000 ～ 130,000
本 土	55,000 ～ 84,000	39,000 ～ 51,000	39,000 ～ 51,000	40,000 ～ 51,000	44,000 ～ 105,000
奄美大島	7,000 ～ 15,000	9,000 ～ 16,000	9,000 ～ 16,000	5,000 ～ 12,000	6,000 ～ 15,000
徳之島	1,000 ～ 3,000	3,000 ～ 6,000	3,000 ～ 6,000	5,000 ～ 8,000	4,000 ～ 10,000

年 度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	71,000 ～ 124,000	52,000 ～ 93,000	49,000 ～ 163,000	57,000 ～ 156,000	80,000 ～ 111,000
本 土	59,000 ～ 106,000	43,000 ～ 76,000	43,000 ～ 135,000	51,000 ～ 132,000	73,000 ～ 96,000
奄美大島	7,000 ～ 10,000	7,000 ～ 12,000	5,000 ～ 20,000	4,000 ～ 16,000	5,000 ～ 12,000
徳之島	5,000 ～ 8,000	3,000 ～ 5,000	2,000 ～ 8,000	2,000 ～ 8,000	2,000 ～ 3,000

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【鹿児島県本土】

令和７年度の調査結果を基に、中央値密度 10 頭/km²を超える高密度となった自治体をみると 23 市町において確認された。

また、R 7 中央値の推定密度が R 6 を上回った市町が 19 市町であった。特に鹿児島地域の鹿児島市、日置市、南薩地域の枕崎市、北薩地域の阿久根市、長島町、姶良・伊佐地域の湧水町で大幅に増加している。

これらの地域については、農林業等への被害防除の観点からより一層の捕獲が必要と考えられる。

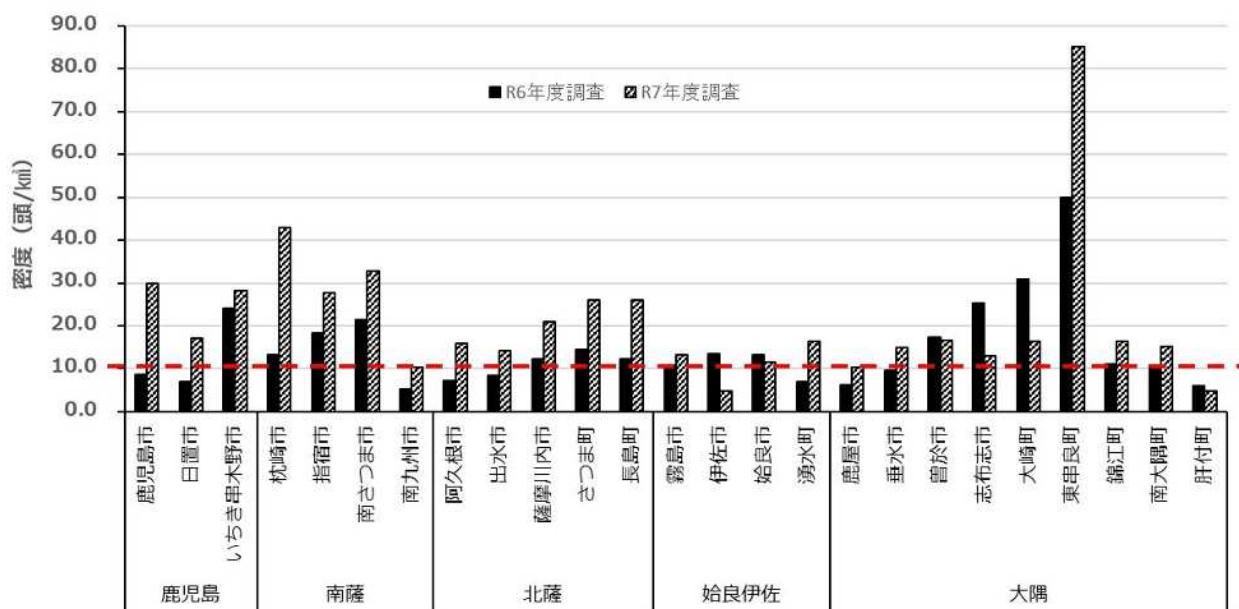


図-1 本土イノシシ推定密度（中央値から推定）

表－３ 本土におけるイノシシ推定個体数

(単位：km²、頭、頭/km²)

市町村	森林面積 (km ²)	H27			R4			R5			R6			R7			R4～R7平均値		
		中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	平均値 密度	中央値	95% 上限値	平均値 密度
鹿児島市	298.3	2,170	3,770	7.3	1,720	2,800	5.8	2,650	8,260	8.9	2,560	6,400	8.6	8,900	10,260	29.8	3,958	6,930	13.3
日置市	147.4	2,370	3,100	16.1	2,020	3,590	13.7	1,370	4,320	9.3	1,020	2,550	6.9	2,530	3,180	17.2	1,735	3,410	11.8
いちき串木野市	70.6	2,400	3,010	34.0	2,940	9,670	41.6	1,860	6,000	26.3	1,710	4,620	24.2	1,990	2,710	28.2	2,125	5,750	30.1
枕崎市	34.0	750	2,930	22.1	470	1,270	13.8	520	1,610	15.3	450	1,130	13.2	1,460	2,310	42.9	725	1,580	21.3
指宿市	57.1	2,730	3,710	47.8	1,040	2,320	18.2	720	2,260	12.6	1,050	2,630	18.4	1,580	2,570	27.7	1,098	2,445	19.2
南さつま市	167.4	2,810	3,050	16.8	4,040	6,390	24.1	3,140	9,940	18.8	3,610	11,190	21.6	5,510	6,530	32.9	4,075	8,513	24.3
南九州市	181.6	3,050	4,510	16.8	1,000	2,230	5.5	1,260	3,940	6.9	970	2,330	5.3	1,860	2,660	10.2	1,273	2,790	7.0
阿久根市	134.3	3,320	4,710	24.7	1,670	2,190	12.4	1,090	3,430	8.1	970	2,430	7.2	2,130	3,020	15.9	1,465	2,768	10.9
出水市	211.1	2,890	3,740	13.7	2,220	2,880	10.5	1,290	4,070	6.1	1,800	4,500	8.5	3,020	4,080	14.3	2,083	3,883	9.9
薩摩川内市	450.1	2,730	4,190	6.1	4,400	7,080	9.8	5,450	17,250	12.1	5,580	13,950	12.4	9,430	10,550	21.0	6,215	12,208	13.8
さつま町	214.6	1,910	2,330	8.9	3,160	4,930	14.7	2,290	7,400	10.7	3,080	7,390	14.4	5,610	6,800	26.1	3,535	6,630	16.5
長島町	69.2	2,120	2,600	30.6	1,160	2,000	16.8	1,540	4,930	22.3	850	2,040	12.3	1,810	2,220	26.2	1,340	2,798	19.4
霧島市	408.8	1,770	2,210	4.3	2,400	3,410	5.9	4,070	12,810	10.0	4,420	12,820	10.8	5,410	7,100	13.2	4,075	9,035	10.0
伊佐市	278.7	1,640	2,240	5.9	2,400	3,410	8.6	1,650	5,150	5.9	3,790	9,100	13.6	1,340	2,940	4.8	2,295	5,150	8.2
始良市	150.4	2,830	3,710	18.8	950	1,590	6.3	1,020	3,210	6.8	1,980	4,750	13.2	1,750	2,390	11.6	1,425	2,985	9.5
湧水町	101.0	2,580	4,490	25.5	590	860	5.8	720	2,270	7.1	710	1,700	7.0	1,660	3,000	16.4	920	1,958	9.1
鹿屋市	229.2	1,810	2,810	7.9	1,030	1,690	4.5	1,260	3,930	5.5	1,430	3,580	6.2	2,370	3,190	10.3	1,523	3,098	6.6
垂水市	123.9	2,480	3,430	20.0	2,660	3,930	21.5	1,300	4,090	10.5	1,200	3,000	9.7	1,840	2,450	14.9	1,750	3,368	14.1
曾於市	231.1	3,620	5,220	15.7	810	1,300	3.5	4,390	13,660	19.0	3,990	9,980	17.3	3,850	5,260	16.7	3,260	7,550	14.1
志布志市	157.9	1,410	3,700	8.9	1,220	2,030	7.7	1,140	3,550	7.2	4,010	12,030	25.4	2,050	3,280	13.0	2,105	5,223	13.3
大崎町	36.6	2,510	4,660	68.6	1,180	2,660	32.2	390	1,220	10.7	1,130	2,710	30.9	600	820	16.4	825	1,853	22.5
東串良町	3.4	—	—	—	280	920	82.4	40	120	11.8	170	410	50.0	290	390	85.3	195	460	57.4
錦江町	123.1	900	2,800	7.3	410	1,170	3.3	800	2,590	6.5	1,360	3,260	11.0	2,030	2,840	16.5	1,150	2,465	9.3
南大隅町	164.0	2,930	4,670	17.9	2,060	3,700	12.6	1,310	4,110	8.0	1,770	4,250	10.8	2,500	3,790	15.2	1,910	3,963	11.6
肝付町	247.2	1,750	2,610	7.1	1,090	1,970	4.4	1,520	4,850	6.1	1,500	3,600	6.1	1,190	1,630	4.8	1,325	3,013	5.4
本土合計	4291.0	55,480	84,200	12.93	42,920	75,990	10.0	42,790	134,970	10.0	51,110	132,350	11.9	72,710	95,970	16.9	52,383	109,820	12.2

注1：茶色のセルは10 頭/km²を超える高密度となった市町村を示す。

【奄美大島、徳之島】

令和7年度の調査結果を基に、中央値密度10 頭/km²を超える高密度となっている自治体は、宇検村、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町の5町村であった。

また、R7中央値の推定密度がR6を上回った町村は、奄美市、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、天城町の5町村であった。

これらの地域については、農林業等への被害防除の観点からより一層の捕獲が必要と考えられる。

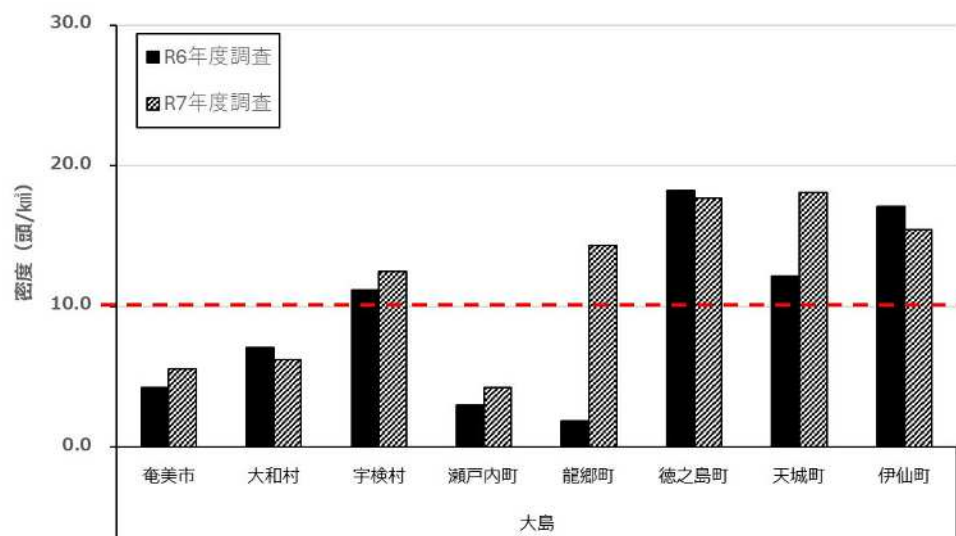


図-2 奄美大島・徳之島イノシシ推定頭数（中央値）

表-4 奄美大島及び徳之島におけるイノシシ推定個体数

(単位: km²、頭、頭/km²)

市町村	森林面積 (km ²)	H27			R4			R5			R6			R7			R4~R7平均値		
		中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	中央値 密度	中央値	95% 上限値	平均値 密度	中央値	95% 上限値	平均値 密度
奄美市	245.7	1,770	3,380	7.20	1,200	2,940	4.9	1,320	5,800	5.4	1,040	4,420	4.2	1,360	3,350	5.5	1,230	4,128	5.0
大和村	79.1	1,690	2,990	21.40	1,400	2,690	17.7	400	1,740	5.1	560	2,410	7.1	490	900	6.2	713	1,935	9.0
宇検村	93.9	1,780	3,910	19.00	1,350	2,240	14.4	900	3,800	9.6	1,050	4,440	11.2	1,170	2,030	12.5	1,118	3,128	11.9
瀬戸内町	260.9	1,710	1,980	6.60	1,180	1,740	4.5	1,590	6,920	6.1	780	3,380	3.0	1,110	3,280	4.3	1,165	3,830	4.5
龍郷町	63.4	420	2,400	6.60	1,570	2,480	24.8	350	1,540	5.5	250	1,060	3.9	910	2,430	14.4	770	1,878	12.1
奄美合計	743.0	7,370	14,660	9.90	6,700	12,090	9	4,560	19,800	6.1	3,680	15,710	5.0	5,040	11,990	6.8	4,995	14,898	6.7
徳之島町	57.1	1,630	2,680	28.50	1,570	2,070	27.5	950	4,140	16.6	1,040	4,470	18.2	1,010	1,270	17.7	1,143	2,988	20.0
天城町	38.7	750	2,570	19.40	1,050	1,650	27.1	640	2,780	16.5	470	2,040	12.1	700	910	18.1	715	1,845	18.5
伊仙町	18.1	30	100	1.70	470	1,480	26	270	1,150	14.9	310	1,310	17.1	280	400	15.5	333	1,085	18.4
徳之島計	113.9	2,410	5,350	21.20	3,090	5,200	27.1	1,860	8,070	16.3	1,820	7,820	16.0	1,990	2,580	17.5	2,190	5,918	19.2
合計	4,291.0	65,260	104,210	15.20	52,710	93,280	12.3	49,210	162,840	11.5	56,610	155,880	13.2	79,740	110,540	18.6	59,568	130,635	13.9

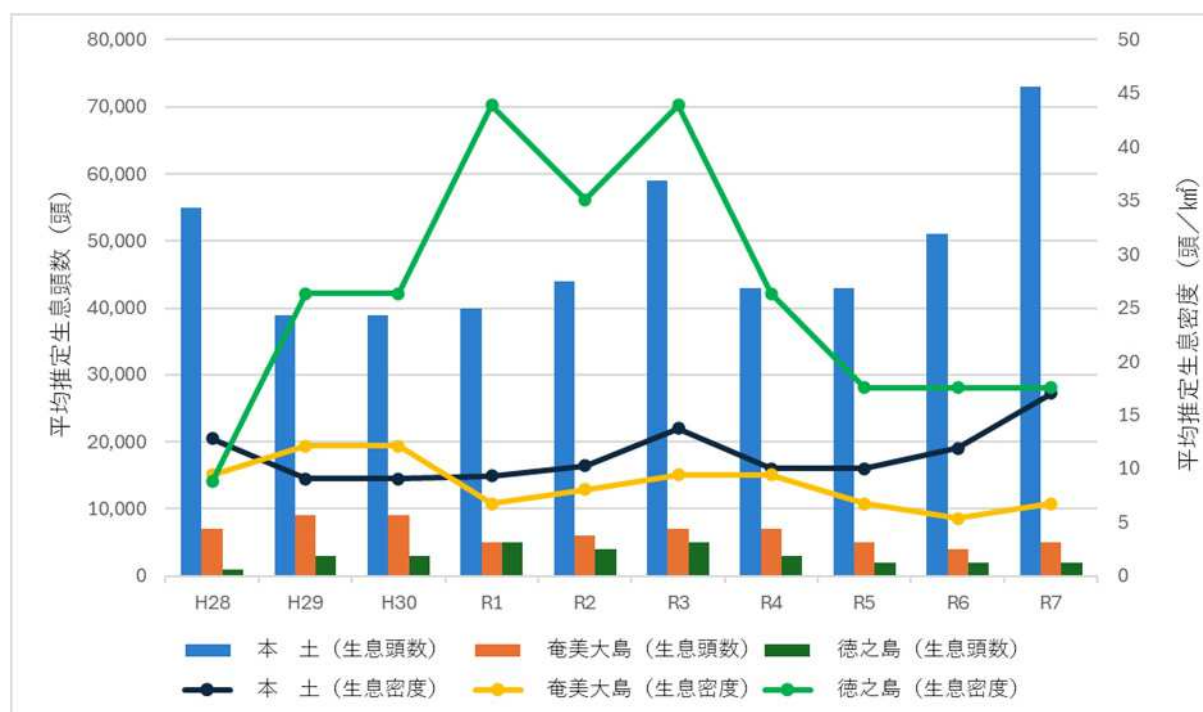
注1: 茶色のセルは10頭/km²を超える高密度となった市町村を示す。

図-3 地域別イノシシ推定頭数及び推定密度の平均値の経年変化

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の骨子（案）

（下線部は、主な変更箇所）

1 計画策定の背景及び目的

本県では、県本土全域と奄美群島を中心にイノシシによる被害が発生していたため、平成 19 年度から特定鳥獣保護管理計画を策定（平成 27 年度に第二種特定鳥獣管理計画に変更）し、現在に至るまで、農地を中心とした被害防止対策や捕獲が実施されてきたところである。しかしながら、被害は依然として高い水準で推移し減少させるに至っていない。近年は、里山集落の過疎化等から都市部への分布域拡大が懸念され、県民生活との直接的な軋轢等も生じ、イノシシ被害の軽減化のための新たな対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

また、令和 7 年 11 月に霧島市において、死亡野生イノシシの豚熱の感染が県内で初めて確認され、感染区域の拡大が懸念されている。

この様な現状から、イノシシ個体群について、管理の目標を設定し、個体数管理や被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物の被害軽減、人的被害の未然防止と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、人とイノシシの適切な関係を構築することを目的とする。

2 計画の概要

（1）管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

（2）計画の期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日の 5 年間
（第 14 次鳥獣保護管理事業計画期間内）

（3）第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（33 市町村）

（但し、三島村、十島村、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、喜界町、知名町、和泊町、与論町を除く）

（4）第二種特定鳥獣の管理の目標

- ・農林作物被害額を 1 億円以下に抑えることを管理目標とする。
- ・捕獲頭数に関する目標の考え方としては、国の半減目標（令和 10 年度までに平成 23 年度時点の個体数から半減）に準じ、目標個体数（概ね 34,000 頭）をできるだけ早期に達成するため、各種モニタリングの結果等も踏まえ、年度ごとに定めることとする。なお、目標個体数については、令和 10 年度以降の国の目標設定の動向等も考慮し、必要に応じて見直すこととする。

(5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項

①捕獲計画

ア) 狩猟期間を延長（法第14条第2項）

11月1日から3月15日とする。

イ) 禁止猟法（くくりわなの規制）を解除（法第14条第3項）

「輪の直径が12cmを超えないものとする」を解除

「締め付け防止金具の装着」を解除

ウ) 禁止猟法（くくりわな）の規制（法第12条第2項）

「締め付け防止機能を備えていないくくりわなの使用禁止」



②効果的な捕獲手法の活用

農林業被害を確実に減らすために効果的な捕獲手法の活用を図る。

③指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により管理対策の一層の推進を図る。

(6) 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

イノシシを誘引する農地周辺にある耕作放棄地や手入れ不足の果樹園、森林について、イノシシを寄せ付けない環境管理を行うよう啓発を行う。

(7) その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

①被害防止対策

被害防止対策を行うには捕獲だけでは不十分であるため、捕獲以外の手段も含め総合的な対策を積極的に活用する。

②モニタリング等の調査研究

- ・生息状況調査、捕獲数等調査、被害状況調査を実施する。
- ・各種統計データを活用し、ベイズ法により計画対象市町村における個体数を推定する。CPUEを密度指標として活用することを検討する。

③計画実施体制

- ・特定鳥獣保護管理検討委員会、鹿児島県鳥獣被害防止対策推進会議、市町村有害鳥獣被害対策協議会の活用・連携を進めるとともに、関係県との連絡調整に努める。
- ・新たな捕獲従事者の確保や育成を図る。

④感染症への対応等

豚熱ウイルスの拡散防止を図るため、消毒等の防疫措置を徹底するよう、狩猟者や捕獲従事者に指導を行う。